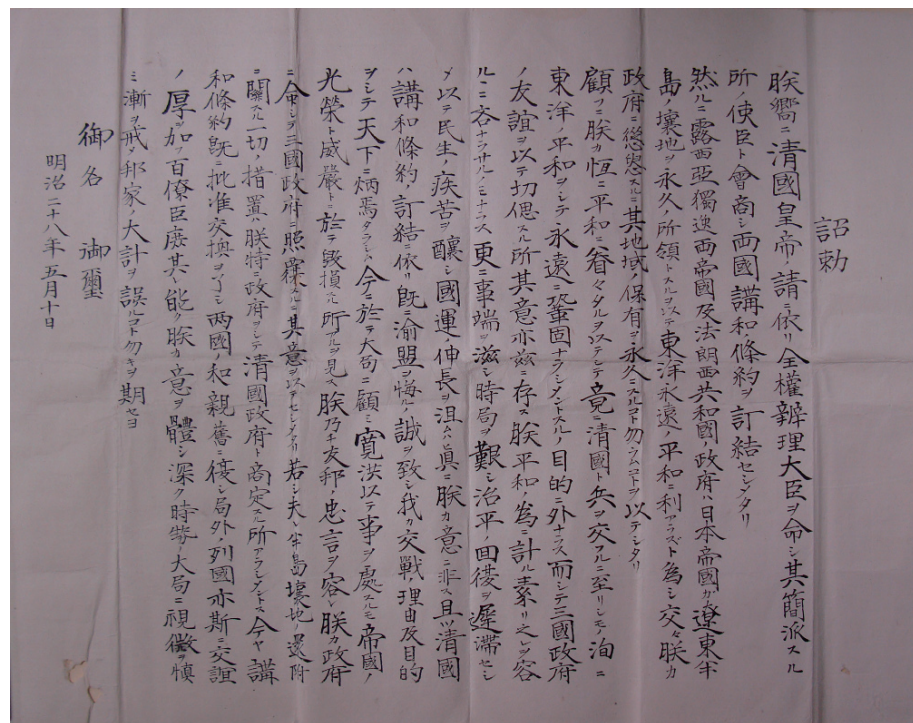


三国干涉（遼東半島還付の詔勅）



* 藤本家文書735「詔勅（遼東半島還付に関する）」

解説

日清戦争は日本の勝利に終わり、1895（明治28）年4月17日に下関条約が結ばれましたが、その直後、この講和条約で日本が清国から割譲された遼東半島をめぐる、ロシア・ドイツ・フランスは極東の平和を名目として返還を要求しました（三国干涉）。

賠償金と引き替えに勧告を受諾した政府に対して、世論は激しく反発しました。上の詔勅は、5月10日付で、天皇が国民に対して三国干涉受諾の趣旨を説いたものです。

「大局ニ顧ミ、寛洪（かんこう＝寛大さ）以テ事ヲ処スルモ、帝国ノ光栄ト威厳トニ於テ、毀損スル所アルヲ見ズ」

この後、日本は「臥薪嘗胆」をスローガンにロシアへの敵意を強め、軍拡を進めました。一方、列国は中国の分割支配に本格的に乗り出すことになりました。

* 同じ藤本家文書734「詔勅」（清国ト講和後ニ関スル詔勅、4月21日付）があります。こちらは下関条約を締結したことに関し、天皇は国民に、「勝に狃（な）れて自ら驕り、漫（みだり）に他を侮り、信を友邦に失うが如きは、朕が断じて取らざる所なり。乃ち、清国に至つては、講和条約、批准交換の後、其の交友を復し、以って善鄰の誼（よしみ）、愈々（いよいよ）敦厚なるを期すべし」としています。